平成２２年（フ）第１８０３３号
東京都港区南青山６丁目２番２号
破産者　株式会社ＬＯＬＡ
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８０３４号
東京都新宿区余丁町９－７－402、住民票上の住所神奈川県横浜市青葉区青葉台２丁目８－15
破産者　田中　和毅
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３４５号
東京都大田区北嶺町１番16号
破産者　株式会社ライフ都市・建築設計事務所
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８３４６号
東京都大田区西嶺町２－４－202
破産者　鈴木　豊仁
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４１３号
千葉県浦安市入船１丁目１番地１号　アトレ新浦安じゅうじゅ
破産者　有限会社ノブインターナショナル
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４１４号
東京都板橋区中台３丁目11－10－306
破産者　岩本伸宜こと　金　　幸根
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４３３号
熊本県熊本市平田１丁目14番８号
破産者　株式会社プロジェクトアイ
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８４３４号
熊本県熊本市小島４丁目３－15
破産者　作村　衛士
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５１８号
東京都新宿区天神町68番地
破産者　有限会社プリアートワン
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５１９号
東京都文京区音羽１丁目13－４　山城方
破産者　立木　新二
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５３１号
埼玉県熊谷市久保島1752番地１
破産者　有限会社旭技研
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５３２号
中華人民共和国河北省北京市朝陽区東大橋14号楼708号、開始決定時の住所千葉県木更津市大和３丁目１－17
破産者　原野　　清
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５３７号
東京都中央区佃２丁目２番10－1906号、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区台東３丁目34番４号
破産者　有限会社スタイリングワークス
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５３８号
東京都中央区佃２丁目２－10－1906
破産者　小野　幾慈
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５５０号
東京都新宿区西落合４丁目16番15号
破産者　有限会社ワークスタイル情報センター
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５５１号
東京都新宿区中井１丁目９－７－108
破産者　今野　恒一
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５７７号
神奈川県川崎市中原区今井南町946　第八ＫＡＭＡＴＡビル201
破産者　有限会社エム・オー・エム
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５９８号
千葉県八千代市八千代台西２丁目６番５号
破産者　有限会社フウジン
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８５９９号
千葉県八千代市八千代台西３丁目５番地１
破産者　大繁盛ドットコム株式会社
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６００号
千葉県富里市日吉台３丁目１－２
破産者　風間　　智
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６４７号
東京都台東区根岸２丁目18番地23号
破産者　有限会社ディディラボ
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１８６４８号
東京都新宿区北新宿２丁目６－20－202
破産者　京極　祐一
1　決定年月日　平成23年２月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部